

協 定 書

災害時の食材提供等に関する協定書

平成 31 年 3 月 15 日

石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2

石狩市長

田 岡 克 介

石狩市八幡 2 丁目 332 番地 11

石狩市農業協同組合

代表理事組合長

中 村 武 史

災害時の食材提供等に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と石狩市農業協同組合（以下「乙」という。）は、石狩市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害時又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害（緊急対策事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）並びに事前に想定した対策（以下「災害対策」という。）に必要な項目に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時等及び災害対策において、甲は、乙が所有する「地物市場とれのさと」において、乙並び乙の組合員（以下「乙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができる。

- （1）市民に情報提供すること
- （2）乙が所有する食材等について、避難所や医療機関、社会福祉施設等に提供すること
- （3）乙が所有する発電機を活用し、市民への携帯電話充電サービス等を行うこと
- （4）住民の生活安定を確保するため、営業を継続し、又は早期に営業を再開すること

（支援の実施）

第2条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、可能な限り支援を実施するよう努めなければならない。

（報告手続）

第3条 乙は第1条に定める協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「実施報告書」（別記第1号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 本協定に基づき、乙が行った協력에要した費用（以下「費用」という。）については、原則として甲が負担するものとし、甲と乙双方が協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第5条 甲は、乙からの正当な請求書を受領したときには、甲の会計規則等、

関係法令に則り、その費用を速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙は本協定に基づく第1条の実施に際し、やむを得ない事由が発生し中断をしたときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 乙が本協定に基づき行った業務により生じた損害の負担は、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(協力体制の構築)

第8条 甲及び乙は、本協定を円滑に推進するために、「連絡体制表」(別記第2号様式)により双方通知するものとし、変更が生じた場合についても速やかに変更報告を行う。

(協定の有効期限)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議申し出がない限り、本協定は更に1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月15日

甲 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 田岡克介

乙 北海道石狩市八幡2丁目332番地11

石狩市農業協同組合

代表理事組合長 中村武史

別記第1号様式

年 月 日

実 施 報 告 書

石 狩 市 長 様

石狩市農業協同組合
代表理事組合長

災害時の食材提供等に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり実施内容を報告致します。

実 施 事 業 者	
提 供 内 容	
提 供 先	
配 送 費	
そ の 他	
連 絡 先	石狩市農業協同組合 担当者職氏名 TEL FAX

連 絡 体 制 表

甲：石狩市

		連 絡 先		
①	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
②	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
③	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	

乙：石狩市農業協同組合

		連 絡 先		
①	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
②	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
③	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	